改 正

正 愛媛県液化石油ガス販売事業者指導要綱

前

改

愛媛県液化石油ガス販売事業者指導要綱

(目 的)

第一条 この要綱は、愛媛県が所管する液化石油ガス販売事業者 第一条 この要綱は、愛媛県内の液化石油ガス販売事業者(以下 (以下「販売事業者」という。)が、関係法令を遵守して積極的 に自主保安に取組むグループを形成し、互いに保安水準の向上に 励む仕組みを構築するとともに、県(消防防災安全課(以下「本 課」という。)及び各地方局)が、個々に保安に取組む販売事業 者に対し、的確に関係法令を遵守し、保安活動を推進するよう指 導することによって、愛媛県の液化石油ガスに関する保安の確保 を図ることを目的とする。

第二条~第十条(略)

(審査会)

- らない。なお、審査会の開催については、本課が作成する開催計 画に従い、当該販売店の所在地を管轄する地方局から通知するも のとする。
- 2 販売事業者は、審査会の出席にあたり、液化石油ガス販売所法 2 販売事業者は、審査会への出席にあたり、液化石油ガス販売所 令基準遵守状況調査票(様式6)に必要事項を記入のうえ、帳簿 等審査会持参書類一覧表 (別紙) に記載された帳簿等を持参する ものとする。
- 3 販売事業所は、審査会に原則、四年に一度、出席を要するもの とする。ただし、審査の結果、優良と認められた販売事業者は、

(目 的)

「販売事業者」という。)が、関係法令を遵守して積極的に自主 保安に取組むグループを形成し、互いに保安水準の向上に励む仕 組みを構築するとともに、県(消防防災安全課(以下「本課」と いう。)及び各地方局)が、個々に保安に取組む販売事業者に対 し、的確に関係法令を遵守し、保安活動を推進するよう指導する ことによって、愛媛県の液化石油ガスに関する保安の確保を図る ことを目的とする。

第二条~第十条(略)

(審査会)

- 第十一条 販売事業者は、県が開催する審査会に出席しなければな 第十一条 販売事業者は、県が開催する審査会に出席しなければな らない。なお、審査会の開催については、本課が作成する開催計 画に従い、所管する地方局から通知するものとする。
 - 法令基準遵守状況調査票(様式6)に必要事項を記入のうえ、帳 簿等審査会持参書類一覧表 (別紙) に記載された帳簿等を持参す るものとする。
 - 3 審査会への参加は、原則、三年に一回とする。ただし、県は、 必要があると認める場合には、期間を変更することができる。

次回の審査会の出席を五年後とする。また、重大な違反等があった販売事業者は、次回の審査会の出席を二年後とする。

4、5 (略)

(立入指導及び立入検査)

第十二条 (略)

第十三条 (略)

附則

この要綱は、平成25年10月1日に制定し、制定日から施行する。

<u>附 則</u>

この要綱は、平成29年2月15日から施行する。

4、5 (略)

(立入指導及び立入検査)

第十二条 (略)

2 前項のほか、県は特に必要があると認める場合には、事前連絡 なしに立入検査を行うものとする。

第十三条 (略)

附則

この要綱は、平成25年10月1日に制定し、制定日から施行する。